

公益社団法人日本文藝家協会「文學者之墓」管理運営内規の要旨説明です

平成 24 年 7 月 1 日

日本文藝家協会は、静岡県小山町の富士霊園に「文學者之墓」を設けており、正会員・準会員ならどなたでも登録ができ、ご本人と配偶者（ご家族と「それに準ずる者」と理事会が承認した方も含め）1名に限り埋葬ができます。正式な墓所ですので、埋葬には埋葬許可証が必要です。

「文學者之墓」の管理運営は、「文學者之墓」管理運営内規に基づいて行っておりますが、内規が全文 16 条と付録の内規という長文になっておりますので、内規の要旨を簡略にご説明いたします。

「文學者之墓」のあります富士霊園内の文学碑公苑は、2000 坪の斜面に 8 基の墓碑が建っており、これまでに会員 767 名のお名前が刻まれております。公苑は公開されておりますので、文学ファンも集う、世界でも例のない文学モニュメントとなっております。

「文學者之墓」の登録募集は、毎年、文藝家協会ニュース 6 月号で告知し、7 月に登録を受け付けております。ご登録いただくと、墓碑の刻字作業に入り、原則として毎年 10 月第 1 週に予定しております「文學者之墓」墓前祭に合わせて埋葬、あるいはご確認いただきます。

登録費用は現在のところ登録負担金 55 万円と永年管理費 10 万円です。登録時に以上の経費をご負担いただきましたら、埋葬費用以外のご負担は発生しません。ご登録いただきますと、管理は富士霊園と協会が可能な限り行います。また協会からは、墓前祭等のご連絡をはじめ、登録者へのご連絡を密にいたします。管理費は、以前は毎年 5000 円をお支払いいただく分割制も採っていましたが、「本人の将来の収入の問題もあり、何時まで支払えるか分からない」「将来、家族や子供たちに負担させるわけには参らない」といった声が強く、「永年管理費」として一括ご負担いただいて、協会でお預かりすることに改めました。

「文學者之墓」の登録は、正会員の「生前登録」も可能で、経費は前記登録負担金と永年管理費と同じです。ただし、生前登録は、その後に登録者が止むなく協会を退会された場合、「文學者之墓登録者特別名簿」にご登録いただいて協会と永続的に連絡が取れるようにしておいていただかなければなりません。これは一旦ご登録いただくと墓碑にお名前等が刻まれて削除ができませんので、ご本人あるいはご家族に自覚を持ち続けていただき、協会からは墓前祭等のご連絡を永続的にしていく必要がありますので特別名簿にご登録いただくものです。

また、準会員が止むなく退会される場合も、生前登録者の退会同様、「文學者之墓登録者特別名簿」にご登録いただく必要があります。以上